

Weekly Report

第319号
平成27年7月6日

鈴木恒夫税理士事務所
株式会社鈴木経営センター
TEL 029-275-4333
FAX 029-275-4500

e-mail kaikei@suzuki.email.ne.jp
<http://www.szk-accounting.jp/>

相続等による土地評価の基準となる路線価

国税庁は、相続税や贈与税の土地評価額を算定する際の基準となる平成27年分の路線価（及び評価倍率）を発表しました。

◆7年連続下落となったものの下落幅は縮小

全国約32万9千地点における標準宅地の対前年変動率は、7年連続の下落（▲0.4%）となりましたが、下落幅は5年連続で縮小し、都道府県別では10都府県が前年を上回りました。

相続などで取得した土地等の評価方法には、路線価方式と倍率方式があり、路線式方式は路線価（道路に面した標準的な宅地の1㎡あたりの価額）を土地の形状等に応じた各種補正率で補正した後の面積に乗じて計算します。一方、倍率方式は、路線価が定められていない土地の評価方法で、固定資産税評価額に一定の倍率を乗じて計算します。

◆評価額を把握し、相続税対策を

今年から相続税の基礎控除額が「3千万円＋600万円×法定相続人数」に引下げられましたが、土地は相続財産で大きな役割を占めますので、路線価等を確認し、評価額を把握しておきましょう。

う。

なお、被相続人（亡くなった方）の居住または事業用に使われていた宅地等を相続で取得した場合、要件を満たせば評価額が大幅に減額される「小規模土地等の特例」があります。例えば、居住用宅地の場合、330㎡まで80%減額されますが、特例を適用できるのは原則、配偶者や被相続人と同居していた親族となります（一定の別居親族も適用可能）。

原則インターネットで公表される法人番号

10月から、住民票を有する全ての方に12桁のマイナンバー（個人番号）の通知が始まりますが、法人にも13桁の法人番号がしてされ、登記上の所在地に通知されます（1法人に1番号のみ）。

法人番号は、税分野の手続きで利用することになり、例えば、法人税の申告の場合、28年1月以降に開始する事業年度から法人番号を記載します。なお、法人番号は、個人番号と異なり利用範囲の制約がなく、原則インターネット（法人公表サイト）を通じて、①商号又は名称、②本店又は主たる事務所の所在地、③法人番号が公表されます。また、このサイトでは法人情報の検索や、データのダウンロードなども提供されます。

予定納税の減額申請は7月15日までに

27年分所得税の予定納税が必要な方（前年の税額に基づき予定納税基準額が15万円以上）には、「予定納税額の通知書」が送付されています。

予定納税額は原則、第1期分を7月31日まで、第2期分を11月30日までに、それぞれ基準額の1/3を納付します。ただし、業況の悪化や、災害などで、予定納税基準額よりも少なくなると見込まれる場合は、減額を求めることができます。

第1期分の減額申請は、7月15日までに申請書を税務署に提出する必要があります。